

江東区立大島南央小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等による「大島南央小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

なお、学校サポートチーム（※）と連携し、早期解決をはかるために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む。 ※「いじめ総合対策【第3次】」（上巻）p128参照

【大島南央小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間4回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

令和8年度 大島南央小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
委員長	校長	森 賢一郎
副委員長	副校長	関根 美香
	生活指導主任	吉川 彩
	学年主任	草薙 佐紀
	学年主任	長島 めぐみ
	学年主任	上澤 篤司
	学年主任	久保田 翔伍
	学年主任	三宅 悠翔
	学年主任	沢田 耕太郎
	養護教諭	松藤 文香
	スクールカウンセラー	横尾 晴香
		岩淵 晶衣

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……加配教員や支援員の活用により、多くの目と多様な学習グループ編成による授業を展開する。児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

- デジタル教科書、情報端末、大型テレビモニター、書画カメラ等のICT機器の効果的な活用
- ペアや小グループでの活動等を取り入れた協働的な学びの重視
- 講師・加配教員等の活用による、算数における習熟度別指導等の個に応じた指導の充実
- 学習支援員等の柔軟で効果的な活用
- 外部講師や地域の教育力を生かした授業づくり

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

- 年間指導計画に基づいた道徳授業の確実な実施
- 児童の実態やねらいに即した副読本、資料等の選定
- 児童同士の交流による相互理解の促進
- 役割演技などを取り入れた体験的な学習の充実
- 道徳授業地区公開講座における意見交換会の工夫
- いじめに関する授業の年3回以上の実施

(3) 体験活動の充実……児童が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。また、教科の学習においても、そのスキルを活用した体験的な活動を積極的に取り入れる。

- 児童会活動等における人権尊重の取組(ポスター作成、呼びかけ等)
- 発達段階に応じた挨拶やマナーについての計画的・継続的な指導
- 学級活動等における友達とのかかわりを重視した活動の充実
- 相手の良いところを見付け、伝える「ほめほめ週間」での取組
- 近隣中学校生徒によるいじめ防止出前授業
- 体験を学びとして蓄積するための振り返りの工夫と充実

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感や自尊感情を育む。

- 個人、集団の「今」「ここ」を受け入れ、前向きに「未来」に向かう学級経営
- 児童一人一人が持ち味を生かしてクラスづくりに関わる学級経営
- 児童同士が互いのよさを見付け、認め合う時間の確保
- 学級や学年の集団としての成長を視野に入れた、学校行事への取組
- 教師－児童、児童－児童それぞれの、信頼関係に基づく人間関係づくりの充実

- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

- 情報モラルに関する授業の計画的な実施
- ネット上のいじめ等をテーマとしたセーフティ教室の実施
- 保護者会等での情報共有
- 新タブレット配布にあたっての、使用上のルール、留意事項等の再確認
- 実態把握のためのアンケート調査の実施

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

- 5年生以上の児童に対し、DVD を活用した学習を年に1回以上実施
- 全学年に対し、朝会等で校長や生活指導主任による講話を年に1回以上実施
- 全学年に対し、学級活動等における講話を年に1回以上実施
- 担任、児童・保護者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携による、個に応じた対応や指導の推進

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

- 年度当初における、いじめ対策・対応に対する方針の共有
- 学期に1回のいじめ防止研修会の実施
- 児童の実態把握・対応の仕方等の校内ミニ OJT の実施
- いじめ対策委員会日常会議の内容の周知徹底

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

- 年3回の「ふれあいアンケート」の実施と保管
- アンケートに基づく担任等による個別面談の実施
- スクールカウンセラーによる行動観察と担任へのフィードバック、重要事項の記録と管理職との確実な情報共有

(2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

- スクールカウンセラーや養護教諭、担任等による学期ごとの面談・相談の実施
- 児童と教職員が休み時間をともに過ごす取組
- いじめ・人権・生命尊重にまつわる全校朝会での校長講話（年3回以上）

(3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

- 連絡帳・電話等による積極的な情報共有と事実の確認
- 個人面談、家庭訪問等を通じた連携、情報交換
- 保護者会での情報交換
- 学校だより、保護者会などでの、管理職からの働きかけと方針の説明

5 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。